

問 地域包括支援課 ☎ (25) 8150
 (地域包括支援センター) FAX (25) 8054

あんしん♡元気生活

「成年後見制度」の利用を考えてみましょう！

成年後見制度

なかなか耳にすることが少ない制度ですが、実は私たち一人一人の生涯に関わる大切な制度です。今回は成年後見制度についてご紹介します。

「成年後見制度」って？

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を支援する制度のことです。

どんな支援？

- ① 財産の管理
 - ② 契約を代わりに行う・取り消す
 - ③ 介護・医療へのサポート
- などで利用者の財産や権利を守ります。



ケース1 お金の管理ができなくなった時

寝たきりの母の年金を親族が勝手に使っているようで心配しています。

ご本人の了承を得ず、交遊費などに使われていると問題です。「成年後見制度」を利用すると、後見人が預貯金等の財産管理を行うため、ご本人以外の方が勝手にお金を使うことができなくなります。

ケース2 悪徳商法にだまされた時

認知症の父が知らない間に必要のないリフォームの契約をして困っています。

認知症の人の場合、契約内容をよく理解しないまま、契約書にサインをしてしまう場合があります。「成年後見制度」を利用すると、ご本人がだまされて結んでしまった契約を後見人が取り消すことができます。

先輩ママサポーター養成講座
 始まります！

子育ては、毎日がいろんな悩みや不安でいっぱい。子育てを経験してきた先輩ママだからこそ、子育て中のそんな気持ちが分かるものです。

子育ての方が、安心して妊娠・出産・子育てに取り組めるよう、子育て経験者として寄り添う「先輩ママサポーター」を養成します。受講のお問い合わせは、健康推進課までご連絡ください。

活動してます！
 先輩ママサポーター



『自分だけじゃない、仲間がいるんだ』
 という気持ちで育児への原動力
 (にない)まあね。

対象

▶ 出産・育児を経験した母親 (小学生までの子を持つ母親) 10人程度
 ▶ 講座受講後、サロンや教室等で身近な相談相手として、地域で活動ができる方

開催	時期	内容
第1回	9月	聞かせて あなたの経験！ 高島市の妊娠・出産・育児の現状
第2回	10月	ママとつながろう 上手なコミュニケーションのとり方
第3回	11月	一緒にはぐくもう 保健事業での実習
第4回	12月	学びを活かそう これからの私 情報交換・終了証の授与

昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性の方へ
 成人男性の風しん対策
 クーポン券の追加発行のご案内

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、本年度からの3年間、予防接種法に基づく定期接種の対象となりました。対象の方で希望される場合は、クーポン券を発行しますので、健康推進課までご相談ください。

▼対象者

昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性
 ※昭和47年4月2日以降に生まれた方へは、7月にクーポン券を発行しています。

▼接種についての注意点

接種の前に抗体検査を受け、抗体価が低い方のみ接種の対象となります。今回発行するクーポン券の有効期限は、令和2年2月末日までです。接種をお考えの方は、早めに受診してください。

▼費用

クーポン券を使用することで、抗体検査・予防接種のどちらも無料で受けられます。

▼医療機関

厚生労働省のホームページに、抗体検査・予防接種が受けられる医療機関が掲載されています。実施医療機関は随時更新されますので、確認して受診してください。クーポン券は、市外や県外の医療機関でも使用できません。

風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、強い感染力があります。
成人で発症した場合、高熱や発疹が長く続いたり、関節痛がでるなど、子どもより重症化することがあります。

男性介護者の会

- ▼開催日 8月21日(日)
- ▼内容 13時～15時
「高齢者の食事について」
- ▼講師 健康推進課 管理栄養士
- ▼場所 新旭公民館
- ▼申込締切 8月20日(金)

家族介護教室

- ▼開催日 8月26日(日)
- ▼内容 11時～12時 情報交換
13時～15時 学習会
「脱水・低栄養予防について」
- ▼講師 清風荘管理栄養士
山崎 かわり氏
- ▼場所 新旭公民館
- ▼申込締切 8月23日(金)

申し込みやお問い合わせは、社会福祉協議会までお願いします。 ☎ (36) 8222